

社会福祉法人愛泉会 行動計画

I 次世代育成支援対策推進法

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得率が法人全体として50%以上となるよう取得を促す。

<対策>

- 令和3年4月～年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和4年4月～各事業所にて検討する。
- 令和4年4月～各事業所ごとに職員へ取得を促すよう管理職に伝達する。

目標2：所定外労働時間の削減のため、一人当たり月平均20時間未満とする。

<対策>

- 令和3年4月～所定外労働時間の状況を把握する。
- 令和4年4月～所定外労働の原因の分析等を行う。
- 令和4年7月～所定外労働時間を削減するよう管理職に伝達する。

II 女性活躍推進法

女性が活躍し、男女とも長く勤められる職場環境を作るため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：女性が活躍できる職場であることを知ってもらうため、採用面接時に職場の案内を80%以上実施する。

<対策>

- 令和3年4月～職員に占める女性職員の割合及び管理職に占める女性職員の割合を把握する。
- 令和3年4月～面接時に担当者を決めて全事業所を案内する。